

第 18 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.4.30(木)10:00 - 10:40

場 所：議会棟 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（9 名）、事務局

資 料：第 18 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料 1 議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

資料 2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しの一覧表（検討会案）

資料 3 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」の報告事項（予算調整室作成）

資料 4 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（案）

資料 5 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案（案）の施行期日等効力について

検討会議事録 概要版

委員：第 18 回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

はじめに、先般、会派の解散及び新たな結成が行われたことに伴い、委員名簿を修正したので、資料 1 として配付する。会派別の構成等については、先の代表者会議において、当面の間、現行のとおりとすると決定された。

前回、3月30日の第17回において、この検討会としての討議の結果を確認し、検討会案と整理した。その後、この検討会案に対して、各会派のご意見をいただくようお願いした。本日の第18回検討会では、この検討会案を条文化したものをもとに、討議し、取りまとめをしたい。

資料 2 をご覧いただきたい。前回の検討会において検討会の討議結果として確認した内容を、検討会案として整理したものである。この整理については座長及び副座長に一任いただいたものであり、すでに各会派のご意見をいただくよう委員各位に配付している。これに対する、各会派のご意見については、事前に座長に提出していただいている。提出いただいた各会派のご意見は、すべて「意見なし」であった。

資料 3 をご覧いただきたい。この検討会の議論を反映させた様式例を、執行部に作成するよう要請したところ、資料 3 のとおり提出された。これも、すでに委員各位に配付している。

次に、資料 4 をご覧いただきたい。この検討会案をもとに条文化し、座長案とした。資料 4 について事務局から説明させる。

(資料4等について、事務局説明)

委員：事務局の説明に対して質問はないか。

委員：条文改正の第7条及び第8条についてであるが、第7条では額の確定を行ったものを評価すると規定されており、第8条ではそれを年次報告として報告するとしている。この場合、例えば繰り越された事業などについて、確実に報告されるのか。

繰り越された事業の場合、その事業の終了後、額の確定が行われるものである。たとえばH20年度の補助事業について、これを繰り越した場合、H21年度の年次報告では報告されないこととなる。

事務局：評価については、事業が継続中のものについては評価せず、事業終了の後評価し、年次報告で報告するというのが議論の結論だった。

繰り越された事業については、終了してから額の確定が行われ、それについて評価が行われ、年次報告で報告されるという規定になっている。

委員：交付決定がされたものについては、事業の終了にかかわらず6ヶ月以内に5億円以上が報告されることとなっている。評価は、事業が終了したものについて、年次報告で報告されるというものである。

7条において、事業が終了したものについて評価を行うこと、8条において、その評価を報告することと、2段階の規定になっていると理解している。

事務局：この点については、事務局が持ち帰って検討することとしたい。

委員：確認したい点は、次のことである。この条文案の規定となったとき、補助事業をあえて繰り越すこととして評価の報告を免れるような抜け道が残るのではないかと考えられるのではないかと、ということである。

事務局：事業が終了すれば額の確定が行われ、その翌年度の年次報告で評価が報告されるものである。事業が繰り越されれば、その繰り越された事業が終了した次の年度に、報告されることとなる。

委員：年度終了後6ヶ月以内ということは、9/30までに報告ということか。その場合、仮に9/29に額の確定が行われたものについては、いつ報告されることとなるのか。

事務局：事業が終了したものは、その翌年度に報告されるものであるので、9/29に額の確定が行われたものは、その翌年度の9月に年次報告で報告されることとなる。

委員：改めてここで議論いただきたいと提案するものであるが、例えばH20年度の事業であってH21年度に繰り越されたものについては、H22年9月にならないとその評価を見ることができない。それでよいのか。評価が報告されるまで、間隔が開きすぎてしまうのではないかと。

例えば、繰り越された事業については、事業終了後数カ月以内などと一定の期間を設けて随時評価を報告させることとする必要があるのではないかと。

このままの規定でよいのか、あるいは評価の報告までタイムラグが開きすぎるので別途どこかのタイミングで評価を報告させることとする規定を設ける必要があるのか、ご議論いただきたい。

委員：継続中のものの評価は必要がない。事業が終了した後、評価すればよいと検討会の議論の結論となったものである。しかし、繰り越された事業などの場合、事業終了後に逐次評価を行うか否かについて、委員各位のご意見はいかがか。

委員：この条例の検討過程で、継続となった事業の評価は不要としたものであるが、例えばシャープへの補助金の交付は、ずっと継続しているものである。また、シャープに関連する企業への補助金は、一年度当たり4億円の交付である。すなわち5億円の報告からは漏れてしまうこととなる。

シャープに対する補助金等の効果についても、税収が増えたなどと評価しているが、他方派遣切りなど雇用がどのようになっているか、シャープ自身でも分からないところである。

委員が指摘されたように、（事業終了という）結果が出た段階でできるだけ早く評価を求めるのは必要なことと考える。

この検討会ですべきものではないかもしれないが、単年度で5億円あるいは1億円などが交付されるものについては、一度区切りを設けて評価する必要があると考える。このことについても併せて議論していただきたい。

委員：議会で補助金等の交付について評価する必要があるとのご提案は、この検討会で議論することとは次元が違うことかと考える。もっとも、ご提案の内容については、否定するものではないが。

（評価が議会に提出されるまでの間隔が開き過ぎるのではないかと議論について）繰越事業については、件数も多いことであり、早く評価をしなければならぬのか疑問に思う。評価が五月雨式に（ばらばらと）提出されることとなると、執行部にも負担であるし、われわれ議員としても煩雑になるのではないかと考える。年度末で締めて、一括して報告することとするのは、合理的ではないか。

委員：現行でも、事業が終了したのものについては評価が報告されている。今回は、継続されたものの評価を廃止しようとするものであるが、終了したものの報告については、その時期など変更するものではない。

委員：年次報告の中では、事業が終了したものの評価と交付実績とが挙がってくるものである。たとえ事業が繰り越されても、H20年度に交付決定が行われたものについては、交付実績で挙げられる。なぜ繰り越されることとなったのか理由が明らかにされるのであればよいかと考える。

委員：随時報告することは難しいので、年度でまとめようという議論ではないか。

委員：これまでの議論を伺っていると、評価に関する報告について、継続については廃止するが、事業が終了したのものについてはこれまでと同じように行っていくのでよいのではないかと思われる。五月雨式に、事業が終了したのものについて、随時評価して報告することとすると混乱すると思われる。座長ご提案の条文案でよいと思われる。

議会で補助金等の交付について評価する必要があるとのご意見については、シャープへの補助金は確かにこの条例制定のきっかけになったものであるが、この条例自体は執行部から議会への報告の手続き等を定めたものとなっている。シャープへの補助金の効果等については、常任委員会で報告されている。もっとも、それは形骸化しているという批判もあるが、この条例の検証とは別の次元の話と考える。

委員：松阪（の三重中京大学の撤退）や名張（の皇學館大学撤退）なども、委員会で議論すべきではないか。

委員：この補助金条例の改正に関する条文案については、ご異議はないか。

（「異議なし」の声）

委員：それでは、検討会案の暴力団と関連する部分を除き、検討会案の条文化については、[資料4](#)のとおりとする。なお、[資料4](#)は新旧対照表であるので、これをもとに条例案を作成する。なお、その際、内容を変更しない程度に字句等を整えることについては、座長及び副座長に一任いただきたい。

補助金等の交付対象から暴力団等を排除することについては、具体的な措置やその方法について、執行部で検討中である。次回の検討会では、執行部から、その仕組みの概要について説明を聴取する。その後、検討会としてどうするか討議することとしたい。

次回の検討会の予定は、追って連絡する。

委員：この補助金条例の手続きの見直しについてはこれでよいと思われる。

しかし、例えばシャープへの補助金など補助が継続しているものについて、税収は上がっているのかなどその功罪は、企業立地室から聴き、議論されているところである。また、シャープが中国に出ていく話や、皇學館大学、中京大学の話もある。そこで、この検討会が議論をする場として適当かどうかはわからないが、それぞれの補助金について、返還を求めるべき時にそれをどうするのかについて議論をしておきたい。一律にというのは難しいと思うが、議論をしてみたい。これまでは返還を求めることはなかったかもしれないが、今後、論議の過程でそのような話が出てくるかもしれない。

委員：（個別の補助金等の）善し悪しは別として、どのような事由により返還を求めるべきか知っておく必要があるかとは思われる。補助金適正化法などにおいて、返還を求めるべき事由や、求めることのできる期間などが規定

されていると思われる。そのようなことの確認は必要かと思われる。なお、これは、せっかく補助金等の基本的な在り方について議論しているところであるので、その前提又は参考として知っておく必要があるという意味である。

委員：補助金等の交付や返還についてのことは、ここでの議論の参考のために知ることはあり得ても、ここで議論すべきことではないと考える。

委員：返還を求める場合として、補助金等の目的外使用などがあり得るかと思われるが。

委員：返還について議論する必要はないと思うが、勉強という位置付けで、次回の検討会で、執行部から説明してもらったらいかがか。

事務局：補助金等の交付の条件や交付決定の取消などは、補助金等交付規則において規定されている。総務部に説明を求めた場合、一般論としてそのような規定を説明することとなると思われる。個別のケースについての説明はできないこともあり得る。また、常任委員会との関係も考慮する必要があるかと考える。

委員：個別の事例について説明してもらう必要はない。質疑の中で、議員が例示として挙げて質問する可能性はあるかもしれないが、それに対応できる限りで答えていただければよい。

委員：補助金等に関する一般論として返還に関する規定や手続き等について、次回の検討会で説明するよう執行部（総務部）に要請する。

本日の検討会はここまでとする。

（終了）